

安来市営繕工事における週休2日工事实施要領 別記

週休2日工事の実施について（分離発注工事の場合）

1. 本工事は、『安来市営繕工事における週休2日工事实施要領』（以下要領）に基づき、発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する週休2日工事（発注者指定型）である。

2. 週休2日の考え方は以下のとおりである。

- (1) 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場休息を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場休息を行ったと認められる状態をいう。
- (3) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外としている期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まない。
- (4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (5) 「現場休息」とは、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- (6) 「月単位の4週8休以上」とは、対象期間内の全ての月ごとの現場休息の日数の割合（以下、「現場休息率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場休息を行っている状態をいう。なお、現場休息率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場休息の日数に含めるものとする。

また、現場休息日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

- (7) 「通期の4週8休以上」とは、対象期間内の現場休息率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場休息日数に含め

るものとする。

3. 受注者は、工事着手前に、月単位の週休2日の取得計画が確認できる現場休息の予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は、分離発注工事である●●工事、●●工事の受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないように現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、受注者間で調整した「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場休息の状況を確認するために「実施工程表」等に現場休息の日を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、週休2日工事である旨を仮囲み等に明示する。

4. 監督職員は、受注者が作成する現場休息の日が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場休息の日数を確認する。

5. 月単位の4週8休以上（現場休息率28.5%（8日/28日）以上）を前提に要領第5条第1項に定める補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価、単位施工単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場休息の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。